

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社千葉興業銀行		コード	8337
提出日	2022/5/24	異動（予定）日	2022/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	戸谷 久子	社外取締役	○											△		△			有
2	山田 英司	社外取締役	○								△			△					有
3	杉浦 哲郎	社外取締役	○								△		△	△					有
4	菊川 隆志	社外監査役	○											○					有
5	豊島 達哉	社外監査役	○											△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	<p>社外取締役である戸谷久子氏は、当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。また同氏は千葉県庁の出身であり、2016年3月までは千葉県国民健康保険団体連合会常務理事でありました。</p> <p>当行は、千葉県の指定代理金融機関であり、預金・貸出等の通常の取引があるほか、子育て支援の一環として「千葉県安心こども基金」へ定期的に僅少の寄付を行っております。また、千葉県国民健康保険団体連合会とも一般的な預金取引があります。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化に尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をするものです。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当行が定める「社外役員に係る独立性判断基準」を充足するとともに、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたします。</p>
2	<p>社外取締役である山田英司氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの出身であり、2015年6月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。現在は日本電子計算株式会社の顧問、株式会社極洋の社外取締役に就かれております。</p> <p>当行は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにシステム運営を委託しているほか、預金等の通常の取引があります。また、日本電子計算株式会社からはソフトウェアを購入し、保守契約を締結しています。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>日本電子計算株式会社・元代表取締役社長であり、同社でのシステム開発等の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化に尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をするものです。</p> <p>上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当行が定める「社外役員に係る独立性判断基準」を充足するとともに、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたします。</p>
3	<p>社外取締役である杉浦哲郎氏は、2007年3月まで株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、同グループ）の執行役員でありました。</p> <p>2007年4月からは、みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）専務執行役員、2011年7月同社副理事長。</p> <p>2014年4月からは独立系のシンクタンクである一般社団法人日本経済調査協議会専務理事に就かれ、2019年11月に同協議会の理事を退任されております。</p> <p>同グループは、当行株式の議決権を17.8%所有する主要株主であります。また、同グループ傘下の株式会社みずほ銀行（以下、同行）との間では経営コンサルティング業務委託契約を締結し、当行からの要請により同行からの出向者が本部に在籍しておりますが、当行の経営方針や経営戦略ならびに各種施策は、当行内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同グループからの独立性を確保しております。</p> <p>また、当行は日本経済調査協議会の正会員として情報提供サービスを受けております。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>1977年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、経営企画業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ総合研究所株式会社副理事長を務める等、経営経験も豊富な人物であります。その経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化に尽力いただくことを期待し、社外取締役候補として選任をするものです。</p> <p>上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当行が定める「社外役員に係る独立性判断基準」を充足するとともに、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたします。</p>
4	<p>社外監査役である菊川隆志氏は、2021年3月まで明治安田生命保険相互会社専務執行役でありました。現在は同社の取締役に就かれております。</p> <p>当行は、明治安田生命保険相互会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>明治安田生命保険相互会社での経歴により、客観的な監査の目で社外監査役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任をしております。</p> <p>また、当行が定める「社外役員に係る独立性判断基準」を充足するとともに、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>

5	<p>社外監査役候補である豊島達哉氏は、2014年3月まで株式会社損害保険ジャパン（現、損害保険ジャパン株式会社）の業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。現在は丸紅セーフネット株式会社監査役、財形信用保証株式会社非常勤監査役に就かれております。</p> <p>当行は、損害保険ジャパン株式会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>株式会社損害保険ジャパン等での経歴により、客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任をするものです。</p> <p>また、当行が定める「社外役員に係る独立性判断基準」を充足するとともに、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたします。</p>
---	--	---

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。